

平成 2 0 年

第 3 回市議会定例会 議案第 3 3 号

北海道市町村備荒資金組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により，北海道市町村備荒資金組合理約（昭和 3 1 年規約第 1 号）を別紙のとおり変更することの協議について，議会の議決を求める。

平成 2 0 年 9 月 8 日提出

函館市長 西 尾 正 範

（根拠規定）

地方自治法第 2 9 0 条

## 北海道市町村備荒資金組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村備荒資金組合同規約（昭和31年規約第1号）の一部を次のように変更する。

第16条に見出しとして「(返還等)」を付する。

第16条の次に次の1条を加える。

第16条の2 当該年度の地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第8条第1項の再生判断比率（次項において「再生判断比率」という。）のいずれかが同法第2条第6号の財政再生基準（次項において「財政再生基準」という。）以上となるおそれがある組合市町村は、当該組合市町村が納付した納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 組合は、組合市町村から前項の規定による返還の求めがあった場合は、条例で定めるところにより、次に掲げる要件のすべてを満たすと組合長が認めたときに限り、当該組合市町村が納付した納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の全部又は一部を返還するものとする。

(1) 当該返還を求める組合市町村の当該年度の再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上となる見込みであること。

(2) 当該組合市町村が、自主的に財政の健全化を図るための取組を行っていること。

(3) 当該返還に応じることにより、当該返還を求める組合市町村の当該年度の再生判断比率が財政再生基準を下回ることとなる見込みであること。

3 前項の規定により納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の返還を受けた組合市町村で第15条第2項の規定により納付を停止しているものは、条例で定めるところにより、当該返還を受けた日の属する年度の翌年度から、同条第1項の規定による納付を行うものとする。

附 則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。